令和8年度 最高裁委嘱

無料調停手続相談

・ **調停制度は**、お金の貸し借りや不動産賃貸借、近隣関係などのトラブルや離婚や相続などの家庭内のもめごとを裁判所（調停委員会）が当事者の間に立って話合いで円満に解決する手続です。

・ **相談会では**、調停委員が紛争内容を個別に伺い、調停の利用に関する相談や調停を進めるための手続を説明します。

秘密厳守

・ **事前申込みは不要です。お気軽にご相談ください。**

・ 現在、裁判所において係属している事件の相談、法律判断を求める相談ならびに電話での相談はご遠慮ください。

◆ **主 催** 公益財団法人日本調停協会連合会・大阪民事調停協会・大阪家事調停協会

◆ **後 援** 最高裁判所

◆ **日程と会場**（時間は 10:00～16:00 まで）

実 施 日	場　　所	最　寄　駅
10 / 5（月）	吹田市文化会館 （メイシアター） ３階　第一会議室	阪急千里線「吹田駅」 JR 京都線「吹田駅」
10 / 6（火） 10 / 19（月）	大阪市中央公会堂 地下１階　大会議室	地下鉄「淀屋橋駅・北浜駅」 京阪本線「淀屋橋駅・北浜駅」
10 / 28（水）	堺市立勤労者総合福祉センター （サンスクエア堺） Ａ棟２階　第二会議室	JR 阪和線「堺市駅」

◆ **お問合せ先**

民事に関することは、大阪民事調停協会　（06-6363-3091）

家事に関することは、大阪家事調停協会　（06-6947-1420）

◆ **ウェブサイト**

公益財団法人 日本調停協会連合会　https://www.choutei.jp/

大阪地方裁判所・大阪家庭裁判所　https://www.courts.go.jp/osaka/